第４回 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）審議会 議事録

日　時 ： 令和５年９月２４日（日）午後1時30分～午後３時30分

場　所 ： 大和市保健福祉センター　501会議室

出席者 ： 委員13人（欠席１人）　事務局９人　傍聴 ４人

会議次第：

１．　開会

２．　説明・報告

（１）大和市在宅介護実態調査の考察結果について

（２）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）骨子案について

３．　その他

４．　閉会

◎配付資料：

（事前配布）

* 【資料１－１】大和市在宅介護実態調査考察結果

（当日配布）

* 【資料１－２】地域密着型サービスの整備状況について
* 【資料２－１】大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）骨子案
* 【資料２－２】大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）骨子案 体系図
* （審議会後用）意見募集用紙と返信用封筒

会議内容：

１．開会

２．説明・報告

　　（１）大和市在宅介護実態調査考察結果

　　　　地域密着型サービスの整備状況について

◆介護保険課から説明

**委　員：外出同行や移送サービスが必要という傾向であるが、内容としては車いす等の利用者の移動手段がないという認識で良いか。**

事務局：今回の調査は、車いすの人や歩行が難しい高齢者など、分類しているわけではないので、考察の中では、車いすの利用者なので、サービスが必要といった分析ではない。

**委　員：６ページの必要に応じて「地域住民同士の支え合いによる移動手段の確保」は、何か具体的に想定しているか。住民同士だと、事故になった際の保険等の問題があるが、それらも含めて進めているか。**

事務局：市内ではいくつかの協議体が活動しているが、その中で、社会福祉法人等の協力を得ながら、買い物支援や送迎を行っている。その他としては、NPO法人が運営する送迎支援が活動しているのが現状である。事故や運転手の確保等の課題はいくつかあるが、特に新しい仕組みを想定して記載しているわけではなく、地域の中で、移動手段の確保に関する動きがあれば、どのような支援ができるか、考えていきたいという趣旨である。

**委　員：（意見）既に色々な福祉移動サービスがあり、提供者の高齢化など、様々な課題が存在していると思うので、新しいサービスを立ち上げるだけでなく、既存サービスの課題解決を含め、進めていただければ、利用者の選択肢も広がると思う。**

**委　員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めることが記載されているが、既存の訪問介護事業とどのように連携して（組み合わせて）、進めていくのか。**

事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者が参入することで、新しいサービスの選択肢が増えたということになる。ケアマネジャーが変わるわけではないので、ケアマネジャーの方で利用者に合ったサービスの選択肢が増えることにつながる。加えて、サービスの提供時間が異なり、通常の訪問介護は一般的には８時から18時であるが、夜間の訪問も可能となる。

**委　員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の３番目の事業者は、市内のどのエリアで事業展開する予定か。**

事務局：３番目の事業所については、現在のところ、候補地は決まっていない状態であるが、当該サービスは、通所や泊りのサービスとは異なり、その場所になければ提供できないという種類ではないので、市内のエリアのバランスをそれほど重要視しなくても対応できる。

　　（2）大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）骨子案

　　　　大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）骨子案 体系図

◆基本目標１まで（１㌻～17㌻）　人生100年推進課から説明

**委　員：施策 １－２－１ 健康診査・各種検診等の推進に関して、認知症に対する健診等の早期把握への対応は含まれているのか。**

事務局：認知症への対応に関しては、施策の２－２－１や２－２－２で記載している。

**委　員：認知症予防は介護に関わる部分が多い中で、介護を受ける際には認知症の進行が進んでいる状態なので、元気なうちに健康診断等で認知症の早期把握ができれば、非常に有効ではないかと思う。**

事務局：認知症への対応に関して、こちらの健診部分にも掲載すべきか、検討する。

**委　員：（要望・意見）シニアクラブの役割は非常に大きいと感じているが、年々、加入者が減少し、クラブ数も減ってきているので、広報活動や育成支援をお願いしたい。**

◆基本目標２（18㌻～３０㌻）　人生100年推進課から説明

**（質疑なし）**

◆基本目標３（３1㌻～35㌻）　介護保険課から説明

**委　員：施策３－１―１ の部分で、認定審査にどれくらい期間を要しているか。**

事務局：令和４年度の実績は、認定全体の平均が42.28日。最も申請件数の多い更新申請は認定期間の終了日の60日前から申請できる。事業所からは更新申請の受付が始まる月初にまとめて申請があり、概ね認定期間の終了までに間に合うように審査できている。新規申請や区分変更申請の場合は、介護保険の制度上、申請日からの認定期間となるため、申請後は、結果が出る前に暫定的に使える。ただ、介護度が判定されていないため、審査結果が出るまではどれくらい使用できるかがわからないのが実情である。審査会は医療、保健、福祉の専門家が予め決められた開催日に集まって行う、認定の判定にあたり資料を事前に送付する必要があるため、認定調査、主治医意見書が揃ってから概ね１～２週間後の審査会で審議することになる。

**委　員：依頼になるが、今まで訪問看護利用しているケースで、新たに定期巡回随時対応型訪問介護看護の利用の必要となった場合、これまで利用している事業所を変えられてしまうのは不便だと思うので、できる限り今までの訪問看護事業所でいただけたら良いと感じる。**

事務局：事業者の選定に関しては、公平性を保つため、行政の立場からは色々指導できない部分もあるため、実際の利用に関しては、利用者本人、介護者の家族及びケアマネジャーとで、よく話をしていただいて、その事業所を継続して利用するのか、あるいはこのタイミングで事業者を変更するのか、決めていただいている。

**委　員：福祉人材の確保が大変だと思う。小中学校での体験学習等も実施していただいてありがたいと感じているが、より一層対策を講じていただければと思う。**

**人口規模等から見て、地域密着型サービスがどれくらい整備されるのか計画があれば、教えてほしい。また、市町村域を超えた広域利用について、どのような計画があるのか教えてほしい。**

事務局：地域密着型サービスの整備は、人口規模による基準ではなく、これまでの利用実績や将来推計等を示して、審議会の中で協議していただく形となる。

　　　　　市町村域を超えた利用に関しては、国の方では定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能居宅介護を想定しているようだが、具体的な方針等はまだ示されていない。今後、具体的になった際に対応できるように、骨子案には当該事項を記載している。

３．その他

◆意見募集用紙と返信用封筒について　事務局から説明

　次回は10月29日（協議事項：第８期計画の評価等）

　　（質疑なし）

(全体を通じて)

　　（質疑なし）

４．閉会